

総合的な新規就農支援システムの構築

広く農業内・農業外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農情報の提供体制の整備、技術・経営研修の充実等、新規就農者の経験、習熟度合に応じた総合的な新規就農支援システムを構築。

1, 810 (0) 百万円

別に農業経営基盤強化措置特別会計計上分

412 (0) 百万円

1 ポイント

新規就農者は近年増加傾向にあるものの、I J Uターン等の就農形態の多様化が進展。将来の担い手に発展する優れた新規就農者を育成確保するため、関係機関の連携の下、就農発展段階に応じ、体系立った就農支援施策を総合的に実施。

○新規就農者の動向

(単位：千人)

区 分	2年度	7年度	10年度	11年度	12年度
新規就農青年 [39歳以下]	4.3	7.6	11.1	11.9	11.6
新規学卒者	1.8	1.8	2.2	2.0	2.1
離職就農者 [39歳以下]	2.5	5.8	8.9	9.9	9.5
中高年 [40歳以上64歳未満の離職就農者]	10.7	30.1	38.2	47.2	40.4
総 計	15.7	48.0	64.2	65.4	77.1

資料：農林水産省 「農業構造動態調査」等、「農業センサス」

注：「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人（在宅、Uターンを問わない）。

2 主な事業内容

(1) 就農サポートシステム総合整備事業

1, 810 (0) 百万円

① 就農促進サポート全国団体事業

全国新規就農相談センターにおける、ハローワークとの連携、年中無休の就農相談活動、農地保有合理化法人等と連携した農地・住宅等就農関連情報提供体制の整備、就農サポーターによる就農支援体制の整備等。

② 就農促進サポート事業

都道府県新規就農センター及び市町村における、農業改良普及センター等と連携した年中無休の相談活動、先輩就農者によるカウンセリング体制の整備等。

③ 民間活用就農サポート事業

I J Uターン等により就農を希望する多様な人材を確保するため、就農準備校等を活用して、基礎から実践までの農業技術等が習得できる研修体制の整備等。

④ 就農サポート事業

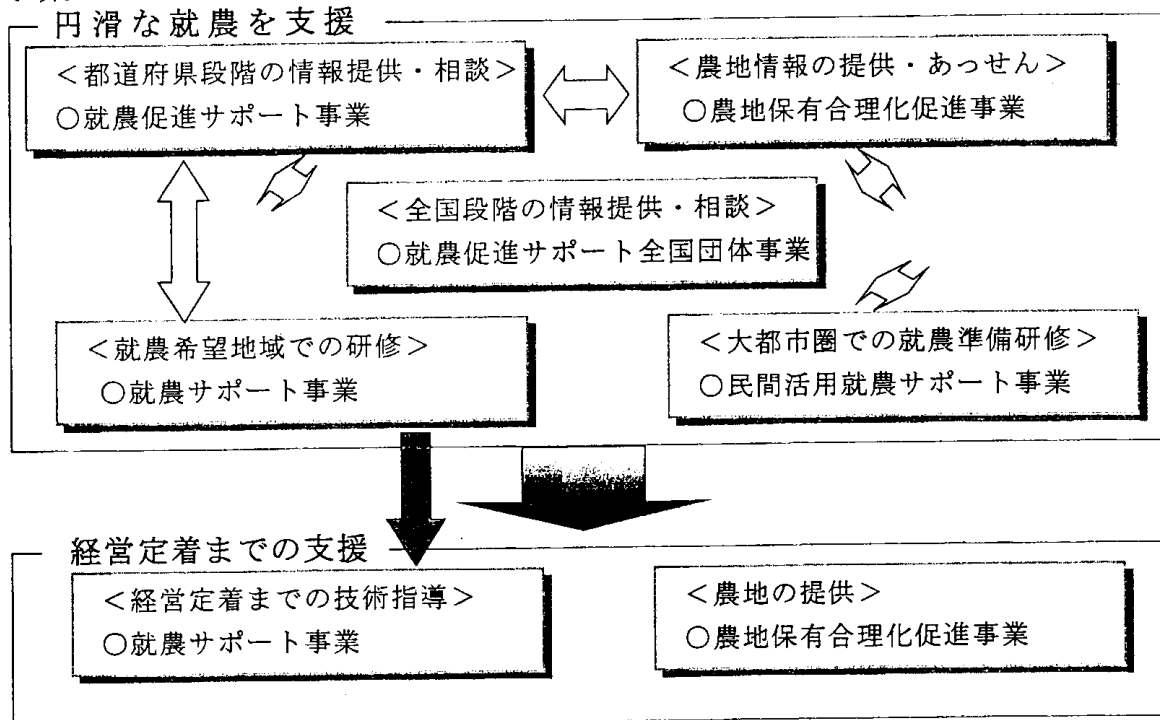
定年帰農を希望するウィークエンド・ファーマー等を対象にした農業技

術等研修体制の整備、指導農業士等による就農準備段階から経営定着段階までの技術指導を支援等。

(2) 農地保有合理化促進事業のうち新規就農促進対策分 412(0)百万円
(農業経営基盤強化措置特別会計上分)

農地保有合理化法人が、新規就農相談センター等と連携して、就農希望者に対する農地取得までの相談、就農促進農場の整備・提供等を実施。

○事業のスキーム



3 採択要件

地域農業マスタープランを策定した都道府県又は市町村を含む地域

4 事業実施主体

- (1) ① 全国農業会議所
- (1) ②及び④ 都道府県、都道府県新規就農相談センター、市町村、農協等
- (1) ③ (社) 全国農村青少年教育振興会
- (2) 農地保有合理化法人(都道府県公社)
(社) 全国農地保有合理化協会

5 補助率

- (1) ① 定額
- (1) ② 1/2 以内
- (1) ③ 定額、1/2 以内
- (1) ④ 1/2 以内
- (2) 1/2、6/10 以内

[担当窓口課：経営局女性・就農課 (03-3502-6469(直))]